

企画提案書作成要領

静岡市都市局都市計画部都市計画課が委託する『令和5年度 都計委第13号 静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務（公募型プロポーザル方式）』に係る契約候補者特定のための企画提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この作成要領によるものとする。

1 業務名 令和5年度 都計委第13号
静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務

2 実施主体 静岡市

3 業務の目的

本市では、静岡市都市計画マスタープランの重点地区の1つである静岡都心地区において令和2年度から静岡都心地区まちなか再生事業に取り組み、静岡都心地区まちなか再生指針（以下、「まちなか再生指針」という。）を作成している。まちなか再生指針では、関係する官民がまちのあるべき姿「将来像」を共有・共感することで、地域ぐるみで静岡都心地区に相応しいまちづくりに取り組む「価値共創」を目指している。

本業務では、まちなか再生指針に基づき、景観や空間設計などエリアの魅力を高めるデザインの心構えとして、地域の関係者である行政・事業者・市民等が計画・設計・施工の段階においても共有すべき設計のコンセプトを示し、都市デザイン指針として取りまとめることを目的とする。

また、都市デザイン指針を踏まえ、施設の老朽化等により早期な対応を求められている青葉通り周辺エリア、呉服町・紺屋町周辺エリアについてはイメージを具体化した基本計画を策定し、一部リニューアルを予定しているしずか茶店一茶に隣接する静岡駅北口地下通路については、道路空間の利活用を見据えた実施設計を行う。

4 業務内容等

(1) 業務実施期間 契約締結日より令和7年3月31日（月）まで

(2) 契約上限額 55,000,000円（消費税及び地方消費税込）

※提案内容に関わらず、この上限価格を超える提案は受け付けない。また、見積書の作成は税抜き価格で行い、別途、消費税、委託金額を併記すること。消費税及び地方消費税の税率は10%とする。

※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

(3) 業務内容

① 静岡都心地区都市デザイン指針作成業務

ア. 静岡都心地区における空間特性の整理

イ. 静岡都心地区都市デザイン指針の作成

- ウ. 庁内外における合意形成の支援
 - エ. 都市デザイン指針運用体制の検討
 - ②青葉通り及び呉服町・紺屋町周辺エリア基本計画作成業務
 - ア. 対象地域における基本計画の作成
 - イ. 模型・パース等による具体的な空間デザインの提案
(平面図等の作成及び修景に必要な要素の提案を含む)
 - ③ J R 静岡駅北口地下通路実施設計業務
 - J R 静岡駅北口地下通路改修工事の実実施設計
- ※詳細な業務内容については、別紙業務概要書を参照すること。

(4) 成果品

成果品は次のとおりとし、その帰属は全て発注者のものとする。

- ①報告書・概要版 … 各2部
- ②成果品の電子データ … 一式
- ③その他発注者が必要と判断した資料

※ 実施設計の成果については、【静岡駅北口地下通路の実実施設計に関する業務仕様】を参照

5 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足している単体企業又は設計共同体であること。

設計共同体の場合、(1) (6) (7) (8) (9)については構成員すべてが、(2) (3) (4) (5)については設計共同体として要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ・ 5 年度において、静岡市における建設業関連業務委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程 (昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号) に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (4) 平成 2 5 年 4 月 1 日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

同種業務・・・市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務

(5) 下記に示す条件を満たす管理技術者及び各分野の担当技術者を配置できること。

①管理技術者

管理技術者は、以下のすべての条件を満足するものとする。

- ・ 技術士 (総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」、建設部門「都市及び地方計画」)、R C C M「都市計画及び地方計画部門」または一級建築士のいずれかの資格を有すること。
- ・ 平成 2 5 年 4 月 1 日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業

務の実績を有すること。

同種業務・・・市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務

②都市デザイン担当技術者

公共空間および沿線建物の再編にかかる計画策定業務を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

- ・技術士（総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」、建設部門「都市及び地方計画」）、またはRCCM「都市計画及び地方計画部門」の資格を有すること。
- ・平成25年4月1日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

同種業務・・・市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務

③建築担当技術者

静岡駅北口地下通路の実施設計を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

- ・一級建築士の資格を有していること。

④市民参画担当技術者

市民参画に関する業務全般を行う者とし、以下の条件を満足するものとする。

- ・平成25年4月1日以降に完了した業務において、以下に記載する同種業務の実績を有すること。

同種業務・・・ワークショップ等による地域住民等の意見把握を
伴うまちづくり計画作成業務

なお、技術者の兼務、評価およびその他事項については下記のとおりとする。

- ・管理技術者は、都市デザイン担当技術者、建築担当技術者または市民参画担当技術者のいずれかの担当技術者を兼ねることができるものとする。
また、この場合、「予定技術者の技術力と実施体制」の評価は管理技術者として評価を行い、担当技術者としての評価は行わないものとする。
- ・都市デザイン担当技術者、建築担当技術者、市民参画担当技術者は、他の担当技術者を兼ねることができない。
- ・提案書に記載した配置予定技術者は、本業務が完了するまで、責任を持って関わる意思と能力を持つ者であること。契約相手として特定された場合は、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に配置させるものとする。
- ・配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病休等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、委託者の承認を得て配置するものとする。
- ・管理技術者、各担当技術者は、他の提案者の技術者になることはできない。

- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (8) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者でないこと。
- (9) 参加表明書の提出期限までに上記条件にかかる資格登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

6 参加表明書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、設計共同体協定書の写し（設計共同体のみ）、会社概要、企画提案書及び見積書を提出すること。見積書は本業務に係る企画提案書に記載する内容を踏まえて、見積額が契約上限額を超えていないことを確認するために提出を求める。また、評価が最も高い者が 2 者以上存在した場合においては、見積参加者を特定するための資料としても用いる。

なお、積算の参考とするため、見積参加者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和 5 年 10 月 18 日（水）午前 8 時 30 分から令和 5 年 11 月 22 日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の正午までの間（郵送の場合は令和 5 年 11 月 22 日（水）正午**必着**）

(2) 提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市都市局都市計画部都市計画課企画係
TEL：054-221-1406 FAX：054-221-1117
E-mail：toshi@city.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで持参または郵送にて提出すること。

(4) 提出資料

別紙1を参照すること

7 内容等についての質問及び回答

- (1) 質問の受け付けは、令和5年10月31日（火）午後5時15分（必着）までとする。
- (2) 質問は、持参、郵送、電子メール又はFAXいずれの方法でも可とする。但し、電子メール及びFAXで送信する場合はその旨を電話で連絡すること。
- (3) 質問文書には、回答を受ける方の会社名、氏名、メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。
- (4) 質問に対する回答は、質問者に対して、電子メール又はFAXにより行うほか、都市計画課窓口への掲出及びホームページに公開する。

8 ヒアリングの実施について

企画提案書の内容に関するヒアリングを実施する。

- (1) 開催日：令和5年12月8日（金）予定

※時間及び場所については、別途通知する。

(2) 実施方法等

- ① 企画書等の説明時間は15分とする。
- ② ヒアリングの出席者は3人以内とする。なお、説明者は必ず本業務の管理技術者または担当技術者とする。
- ③ 提案に対する質疑応答を行う（5分程度を予定）。
- ④ 提出された企画提案書等及びヒアリングの内容については非公開とする。

(3) その他

- ① ヒアリング時における資料の差替え及び追加は認めない。
- ② パソコン等の機器使用は認めない。
- ③ ヒアリング時は、会社名等参加者が特定できる表現はしないこと。

9 見積参加者の特定及び決定

- (1) 企画提案審査会において、審査基準（別紙2）に基づき、提出された企画提案書を審査及び評価し、評価点の合計（1,680点満点（240点×7名））で最も評価の高い点数を得た者を見積参加予定者として特定する。ただし、企画提案書の評価において、一審査員得点が配点基準の計（240点）の1/2（120点）に満たないもの、又は「業務の理解度」、「業務実施に際しての創造性と的確性」、「業務フロー及び工程計画の妥当性」の評価において、最低評価（0点）が1以上ある者を特定しようとする場合は、企画提案審査会で協議し、特定しない場合もある。その場合は次点の者を見積参加予定者として特定する。
- (2) 評価点の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を

見積参加予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより見積参加予定者を特定する。その後、評価結果を委託業務等業者選定委員会都市計画部会に諮り見積参加者を決定する。

(3) 企画提案審査会の審査結果については各提案者に文書で通知する。

10 失格条件

次のいずれかに該当する者が提出した提案書を特定しないものとする。

- ① 虚偽の内容が記載された提案書を提出した者
- ② 提案書を指定された方法以外の方法で提出した者
- ③ 提出期限内に提案書を提出しなかった者
- ④ 指定された様式及び企画提案書作成要領に適合しない提案書を提出した者
- ⑤ ヒアリングに出席しない場合、またはヒアリングの集合時刻に遅れた場合
- ⑥ 指定された機会以外の機会に、審査委員会の委員に対し、提案書の特定に関し直接又は間接を問わず連絡を取ろうとした者
- ⑦ 業務上限金額を越える見積金額を提示した者

11 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、別途契約書を作成する。

(2) 契約保証金

免除する。

12 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに委託者に報告すること。委託者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受託者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

※ 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び委託者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

13 その他

(1) 提出書類は返却しないものとする。

(2) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、

原則として変更できない。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの委託者の了解を得なければならない。

- (3) 本業務について、再委託は原則認めない。ただし特別な理由があり、委託者がこれを認める場合はこの限りではない。

※企画提案の段階で、学識経験者や法人等の社外協力者の業務への関与が想定される場合には、その旨を企画提案書（様式4）に記載すること。

- (4) 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成する場合がある。契約候補者との協議が整わず契約に至らなかった場合は、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

- (5) 企画提案書等の作成、ヒアリング等に関する一切の費用は、参加者の負担とする。

- (6) 委託契約及び業務の進め方については、採用となった者と別途協議する。

- (7) 参考資料について

企画提案書の作成にあたっては、以下の資料を参考にすること。

- ① 静岡市総合計画

https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000232.html

- ② 葵歴史のまちづくりランドデザイン

https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000269.html

- ③ 静岡市総合戦略

https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000022.html

- ④ 静岡市中心市街地活性化基本計画

https://www.city.shizuoka.lg.jp/381_000165.html

- ⑤ 静岡市都市計画マスタープラン

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000293.html

- ⑥ 静岡市総合交通計画

https://www.city.shizuoka.lg.jp/445_000031.html

- ⑦ 静岡市立地適正化計画

https://www.city.shizuoka.lg.jp/299_000040.html

- ⑧ 静岡市地域公共交通網形成計画

https://www.city.shizuoka.lg.jp/445_000090.html

- ⑨ エリアマネジメントガイドライン

https://www.city.shizuoka.lg.jp/299_000061.html

- ⑩ 令和4年度都計委第2号静岡都心地区まちなか再生事業推進業務

（静岡都心地区まちなか再生指針素案（骨子）および概要）

※⑩については、静岡市役所都市計画課にて閲覧可能とする。

資料の閲覧を希望する場合は事前に電話連絡すること。

(静岡市役所新館 7階都市計画課 TEL : 054-221-1406)

(8) 企画提案書提出者がいない場合には、見積参加者の特定を行わないこととし、改めて委託者を選定するものとする。

(9) 審査結果については、情報公開請求することができるものとする。

提出資料	様式	記載内容	留意事項	提出部数
ア. 参加表明書	様式-1	必要事項を記載する。		1部
イ. 設計共同体協定書の写し	様式2-1		・設計共同体のみ提出	1部
ウ. 会社概要	様式問わず	資本金・売上高・業務内容・従業員の数・過去3年の主な業務経歴等について記載する。	・簡潔に記載すること。 ・設計共同体は構成員すべての会社概要を提出すること。	1部
エ. 建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況が確認できるものの写し	様式問わず		・5(3)の要件が確認できること。	1部
オ. 企画提案書	様式-3	必要事項を記載する。		1部
① 業務実施体制	様式-4	様式にて求められている内容について記載する。	・業務概要書を参照して作成すること。 ・配置予定の技術者のみ作成すること。 ・社名を特定できないように記載すること。	12部
② 管理技術者及び担当技術者の保有資格が確認できるものの写し	様式問わず		・5(5)の要件が確認できること。	1部
③ 業務実施方針、着眼点・取り組み姿勢、業務の企画設計など	様式-5			
④ 工程表	様式-6	様式にて求められている内容について記載する。	・業務概要書を参照して作成すること。 ・社名を特定できないように記載すること	12部
⑤ 企画提案のアピールポイント	様式-7			
カ. 見積書	様式問わず	見積金額（消費税及び地方消費税を除く）	・内訳明細書添付、代表者押印	1部
キ. 企業の同種及び類似業務実績一覧	様式問わず	同種業務の業務名、業務概要、発注機関、履行期間、受注金額等について記載する。	・参加に必要な要件を満たしていることが確認できるものを添付すること。 (テクリス、契約書写し等)	1部
ク. 担当者の同種業務実績一覧	様式問わず	様式4に記載しきれなかった実績及び管理技術者、担当技術者以外の実績について記載する。		1部

審査基準

		業者名				
評価項目		評価基準		配点	配点基準	
管理技術者	資格要件	管理技術者の取得資格	管理技術者の取得資格について、以下の評価をする。 技術士(総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」、建設部門「都市及び地方計画」) 一級建築士 RCCM(都市計画及び地方計画部門)	20	技術士、一級建築士	20
					RCCM	12
	専門技術力	当該部門従事期間	技術士、RCCMについては当該部門の業務従事期間、一級建築士については業務従事期間について、以下の2段階で評価する。 従事期間13年以上 従事期間8年以上 上記以外の場合は加点しない。	10	従事期間13年以上	10
					従事期間8年以上	5
					従事期間8年未満	0
専門技術力	同種業務の実績	同種業務の実績について、以下の2段階で評価する。 静岡市内の実績 静岡県内の実績 上記以外の場合は加点しない。 同種業務:平成25年4月1日以降に完了した市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務	10	静岡市内の実績	10	
				静岡県内の実績	5	
				上記以外の実績	0	
管理技術者の技術力と実施体制評価点計				40		
都市デザイン担当技術者	資格要件	担当技術者の取得資格	担当技術者の取得資格について、以下の評価をする。 技術士(総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」、建設部門「都市及び地方計画」) RCCM(都市計画及び地方計画部門)	10	技術士	10
					RCCM	5
	専門技術力	当該部門従事期間	当該部門の業務従事期間について、以下の2段階で評価する。 従事期間13年以上 従事期間8年以上 上記以外の場合は加点しない。	5	従事期間13年以上	5
					従事期間8年以上	3
					従事期間8年未満	0
専門技術力	同種業務の実績	同種業務の実績について、以下の2段階で評価する。 静岡市内の実績 静岡県内の実績 上記以外の場合は加点しない。 同種業務:平成25年4月1日以降に完了した市街化区域内における都市デザインに関する計画策定業務	5	静岡市内の実績	5	
				静岡県内の実績	3	
				上記以外の実績	0	
担当技術者の技術力と実施体制評価点計				20		
予定技術者の技術力と実施体制評価点計				60		

		業者名			
評価項目		評価基準		配点	配点基準
企画提案書	業務内容の理解度	業務実施方針について、当該業務の目的や理解度が高く、業務を実施するにあたっての課題に対する取り組みや実施方針の妥当性が高く、地域性を踏まえて具体的に示されているか (主に様式-5の「1 業務実施方針」部分の記載に基づく)	30	極めて良好	30
				良好	23
				中位	15
				やや分かりにくい	8
				分かりにくい	0
業務実施に際しての創造性 と的確性	業務の着眼点・取り組み姿勢などで設定したテーマ①「静岡都心地区全体や静岡市都市計画マスタープランに示す商業・業務ゾーン、まちなか再生指針に示すエリア等の特性や空間資源の整理、基本方針・方策の検討や取りまとめ方法及び有識者の意見を反映させる体制の構築等、静岡都心地区の都市イメージにふさわしい都市デザインの作成について、重視する点や方策」について、当該業務の実施に際して独自の提案があり、その内容が的確かつ実現性が高いかどうか。 (主に様式-5の「2 業務の着眼点、取り組み姿勢など」部分の記載に基づく)	60	極めて良好	60	
			良好	45	
			中位	30	
			やや分かりにくい	15	
			分かりにくい	0	
業務フロー及び工程計画の 的確性	業務の企画設計は、業務実施方針等を踏まえて実行性の高い提案となっているか (主に様式-5の「3 業務の企画設計」部分、様式-6の「工程表」の記載に基づく)	30	極めて良好	30	
			良好	23	
			中位	15	
			やや分かりにくい	8	
			分かりにくい	0	
企画提案書評価点計				180	

総合得点			配点	
			240	